

君主制と民主制の政治経済学

ハンスーヘルマン・ホッペの業績

越後和典

Kazunori Echigo

滋賀大学 / 名誉教授

I はじめに

小論はHans-Hermann Hoppeの執筆に成る傑作“*Political Economy of Monarchy and Democracy*”と題する論文の骨子を紹介し、併せてこの論文に対する管見を述べたものである。

Hoppeの上記の論文は*The Journal of Libertarian Studies*, vol. 11 Num. 2 1995.からの抜粋であり、“*Mises Daily: February 01, 2010 by Hans-Hermann Hoppe*”によっても読むことが出来る。

周知の如くHoppeはMurray N. Rothbardに師事し、新オーストリア学派の無政府資本主義論を継承する学者である。彼による本論文執筆の目的は以下のものであろうと推察する。すなわち政府は君主制下であろうと民主制下であろうと、等しく領土内の住民の生存権や私有財産権を剥奪し、課税や規制を行う公的独占機関であるが、君主制よりも民主制の方が劣悪であり、被統治者の立場からも君主制がより望ましいことを解明し、進んで君主制・民主制に勝るより高い水準の無政府資本主義社会を実現する方途を示すこと、これである。

II 私的政府所有権と 公的政府所有権の比較経済学

叙上の如く政府は領土内における強制的独占者であり、継続的で制度化された所有権侵害及び収奪に従事する機関である。その形態は私的財産所有権者からの資産の剥奪・課税及び規制であり、すべての政府はこの強制的独占を使用すると断定してよい。

しかし政府はこれを私的に所有する世襲的君主制国家か、または国民によって公的に所有され

た民主制国家の機関であるが、両者の相違は看過すべからざる影響を及ぼす。

君主制では君主が政府資産の増殖・貸付・売却・贈与を自主的に行いうるし、これらを彼の後継者に相続させるのが常である。また君主は自己の財産の管理人や使用人を雇用したり、解雇することも出来る。

これと対蹠的に、民主制ではその政府機関は公的に所有されたものであり、管理人或は受託者によって支配されるが、彼等は政府機関を私有することも、政府機関の収入を私有したり、管理人の地位を相続させることも出来ない。但し管理人として政府機関を自己にとって有利なように管理・運用することは或る程度可能である。尤もそれが可能な期間は管理人の地位にある期間に限られる。

こうした事情から、世襲君主制ではより長い計画的視野を持ち、その時間的選択の程度は低められ、民主制の場合よりも経済的収奪の程度はより低いという傾向が見受けられることになる。

これに対し民主制では君主制に比し、より現在志向性 (present oriented) が強まり、管理人の地位に留まる間に、出来得る限り自己の利益の最大化を目的に行動しようとするから、自ら経済的収奪の程度も高まる傾向がある。

他方、政府から生存権を奪われたり、私有財産を剥奪される側の被統治者にとっては、政府の行為は、盗賊やギャングよりも悪質と判断されるであろう。けだし盗賊やギャングは略奪品と共に姿を消す一時的存在に過ぎないが、政府は一生つきまとい、被統治者はその魔手から逃がれることが出来ないからである。

政府の所有権侵害の犠牲者は、将来に向けての生産に永続的な高いリスクを負わねばならない

から、将来に向けての投資や収益率に関する期待を下方へと調整することになる。つまり彼等の生産的将来志向的行為に対する期待収益率は、全体として縮減し、より現在志向性を強めることとなる。

民主制の政府の下では略奪の程度が比較的に高まるだろうから、被統治者の現在志向性も高まることになろう。

III 君主制より民主制への移行

第一次世界大戦の終結は、君主制(私的政府所有権)が消滅し、民主制(公的政府所有権)に代替された画期的な時点として認識し得る。西欧での代表的な例としては、ロマノフ (Romanovs)、ホーエンツォレルン (Hohenzollerns) 及びハプスブルク (Habsburgs) の退位に伴い、ロシア、ドイツ及びオーストリアは、選挙権を持つ人達により選出された議会による統治を有する民主主義共和国に変貌した。フランス革命も達成された。

同時に君主制の崩壊に伴い新しく誕生した後継諸国も民主主義的共和国憲法を有することになった。

ところで選挙権はすべての国で、一挙に与えられたものではない。君主制の下でも一般民衆の政治的関与と代議員選挙権は、第一次大戦勃発までの間に着々と進捗しつつあった。最初は所有財産の多寡による制限、性的には男女の区別、同じ成年男子でも年齢による制限があった。いうまでもなく所有財産の少ない者、女子、成年男子でも年齢の低い者には選挙権は与えられなかったのである。しかしそうした制限・区別は次第に緩和・撤去され、第一次大戦後には普通成人選挙権制が導入されたことはいうまでもない。

君主制から民主制へと移行することによって生じたのは、政府による搾取の増大と社会的時間選択における現在志向性の上昇である。次節では先ず前者に関する指標の若干を示すことにする。

IV 搾取の指標

GDP(国内総生産)の%として示される総政府収入の割合は、君主制の場合、民主制に比し驚くほど低くかつ安定的であった。

第一次大戦勃発時でさえ、主要国ではGDPの10%を上回ることにはなかった。これに対し民主制の時代には1920年代から30年代にかけて20~30%に上昇した。この上昇傾向は継続し、1970年の半ば頃には一般に50%に達した¹⁾。

君主制の時代にも総政府雇用者(いわゆる官僚)数は増加の傾向が見られたが、19世紀末頃でも総労働者数の3%を超えることは稀であった。しかし民主制ではこれが上昇し、1970年代の中頃には15%以上に達している²⁾。

このような傾向はインフレーションや貨幣供給に関しても看取出来る。君主制の時代には金や銀のような商品貨幣本位制であった。一般的に採用されていた金本位制では、政府の貨幣供給は金の保有量を越えて増大させることが困難であった。君主制の下でも法定不換紙幣の導入の企図は存在したが、失敗に帰し実現しなかった。

不換紙幣の創出という離れ技が達成されたのは、1918年以後の民主制の条件の下である。

第一次世界大戦中、交戦国の政府は戦費調達のため、金本位制を放棄したが、戦争終結に伴い、以前の君主制の時代と異なり、金本位制へ復帰しなかった。それでも擬似金為替本位制(pseudo-gold exchange standard)—アメリカを除く各国は日常取引では金硬貨の使用を行わず、金での取引は国際取引に限り、ドルの金地金(延棒)への兌換を可とする制度—が実施された時期もあったが、この金本位制の名残ともいべき制度も、1971年に崩壊した。それ以後世界は自由変動政府紙幣による純粋不換紙幣本位制を採用し今日に至っている³⁾。その結果、インフレーションと通貨価値の下落傾向が永久に継続するようになった。

政府の支配から除外されていた商品貨幣を伴う君主制時代には、価格水準は低下し貨幣の購買力は増大した。ただし戦時中や新しい金鉱山が発見された時期を除いてのことである。たとえばイギリスの場合、1760年では100年以前に比し諸価格指標が低かったことを示している。そして1860年では1960年におけるよりも低下していたことは明白である⁴⁾。

国際的金本位制によって結ばれていた他の諸国の価格動向も同様であった⁵⁾。

対蹠的に、世界の金融中心地がイギリスからアメリカへ移った民主主義時代には、全く異なる型

1) 以下参照。P. Flora, *State, Economy and Society in Western Europe 1815-1975*, ch. 8. (Frankfurt / M.: Campus, 1983).

2) Ibid. ch. 5. この数字は現在では以下の部門の被雇用者を含めると過少評価である。軍人、国公立病院に勤務する者、社会保障関係の従事者、国営化されている産業の従事者等。

3) 以下参照。M. N. Rothbard, *What Has Government Done to Our Money?* (Ludwig von Mises Institute, 1990)
越後和典著『新オーストリア学派とその論敵』第6章(慧文社2011)。

4) 以下参照。B. R. Michell, *Abstract of British Historical Statistics* (Cambridge University Press, 1962), pp.468ff.

5) 以下参照。Idem, *European Historical Statistics 1750-1970* (Columbia University Press, 1978), pp.388ff.

6) 1930=100とする場合以下参照。
R. Paul and Lehrmann, *The Case for Gold. A Minority Report to the U. S. Gold Commission* (Cats Institute, 1982), p.165f.
1981年以降についての参照文献は省略。

7) 1983年=100とする場合以下参照。
Economic Report of the President (Government Printing Office, 1992).

が出現した。たとえばアメリカの卸売商品物価指数は1930年を100とすれば、1948年には185、1971年には255、1981年には658、1991年には1,000に近づいた⁶⁾。またアメリカの消費者物価指数は1983年を100とすれば、1971年の40から1991年の136に、イギリスでは消費者物価指数は同年(1983年)を基準として20から157に、フランスでは30から137へ、ドイツでは56から116へと上昇した⁷⁾。

同様に70年間、つまり1845年から1918年の第一次世界大戦終結までの間に、イギリスの貨幣供給は約6倍に増加している⁸⁾。因みに1918年より1991年までの73年間にアメリカの貨幣供給は64倍以上に増加した⁹⁾。

課税とインフレーションによる収奪に加え、政府は現時点での支出を処理する為に、国債に依存することが出来る。

君主制の時代でも政府の負債が時期により増加したことは事実である。しかし君主制時代の政府の負債は戦争負債であった。戦時には増大したが、平時時には縮小していた。イギリスの例では1815年から1914年までの間に国債は9億ポンドから7億ポンドに減少している。

驚くべき変化は民主制の開始以来この傾向が逆転したことである。イギリスの国債は戦時・平時を問わず増加する一方であった。1920年に70億9,000万ポンド、1938年に80億3,000万ポンド、

1945年には220億4,000万ポンド、1970年に340億ポンド、1987年に1,900億ポンド以上にと天井知らずの増大を示した¹⁰⁾。

同様にアメリカの国債も平時・戦時を問わず増大した。第一次大戦後の1919年における連邦政府負債は250億ドルであったが、1940年では430億ドル、第二次大戦後の1946年には2,700億ドルであった。1971年以来純粋不換紙幣時代の下では国債はさらに膨張した。1979年には8,400億ドル、1985年には1兆8,000億ドルを超え、1988年には約2兆5,000億ドル、1992年には3兆ドルを超えた¹¹⁾。

最後に強化した搾取と現在志向型への傾向は、政府の立法や規制にも現われている。

君主制の時代には支配者と被支配者の明確な区別が存在し、国王とその議会は法の下に維持されていた。国王と彼の議会は先在する(既に以前から存在する)法を恰も判事の如く適用し、新しい法律を制定しなかった¹²⁾。

しかるに、民主制の下では、権力の行使は無名性で覆われており、大統領や議会は判事であるのみならず立法者、すなわち法の創造者となった。多くの立法行為と単年度に議会を通過する規則は無数といってよい。たとえば1994年度の連邦法典(*Code of Federal Regulations*)は201巻から成り、図書館の棚の約26フィートを占めた。コード(法典)の索引だけで754ページに達した¹³⁾。

8) 以下参照。

Michell, *Abstract of British Historical Statistics*, p.444f.

9) 以下参照。

M. Friedman and A. Schwartz,
A Monetary History of the United States, 1867-1960
(Princeton University Press, 1963), pp.704-722;
Economic Report of the President, 1992.

10) 以下参照。

S. Homer and R. Sylla, *A History of Interest Rates*
(Rutgers University Press, 1991), pp.188, 437.

11) 以下参照。

J. Hughes, *American Economic History*
(Scott Foresman, 1990), pp.432. 498. 589.

12) B. de Jouvenel, *Sovereignty*, pp.172-173; p.189.
及びF. Kern, *Kingship and Law in the Middle Ages*
(London, 1939), p.151. 及びB. Rehfeld,
Die Wurzein des Rechts(Berlin, 1951) p.67.

13) 以下参照。

D. Boudreaux, "The World's Biggest Government",
Free Market, November 1994.

コードは想像しうるすべての生産と分配に関する規則を含んでおり、それらによって自由な市民生活と商業活動は制限され、甚大な影響を受けつつある。同時に法の過小評価と法的不確実性が高まるという副作用も生じている。

要するにこのような洪水の如き法律・規則の出現は、民衆が民主制政府の全体主義的権力の支配下に置かれることになったことを示すものといえよう。

V 現在志向性の指標

社会的時間選択の現象は、搾取や収奪の場合よりも現在志向性の指標のケースではやや複雑で理解し難い点があるが、民主主義的ルールは市民社会においては、近視眼性(shortsightedness)を強め現在志向性(present-orientation)を促進するように思われる¹⁴⁾。

さて、最も直接的な社会的時間選択の指標は利子率である。利子率は現在財の価値を将来財の価値評価との比較において表現するものである。より高い利子率はより現在志向的であり、より低い利子率はより将来志向的であることを意味する。

生活水準が上昇し実質貨幣収入が増加してゆくという仮定の下では、利子率は低下し、終局的にはゼロにはならないものの、ゼロに近づくことが予想される。従って貯蓄・投資は増大し、将来の実質的収入はより高くなるであろう。

利子率の低下傾向は人類の進歩そのものを意味する。事実14世紀には約5%であった利子率は、15世紀には4%に、17世紀には3%に低下した。19

世紀末には最低利子率は2.5%以下であった¹⁵⁾。

ところが民主制の時代となるや、19世紀末まで続いていた利子率低下の傾向は方向を逆転させたと思われる。西欧諸国の第一次大戦後の利子率は、19世紀後半のそれよりも低くはなかった。20世紀の利子率は19世紀よりも高く、しかも上昇傾向を示した¹⁶⁾。

1970年代以降のインフレーションによる名目利子率を調整した実質利子率で見ると、最近の利子率は100年前よりもかなり高いように思われる¹⁷⁾。

時間選択の高さやその上昇の現象の特徴を反映するものとして家族(家庭)の解体傾向が見られる。

君主制の時代には政府による福祉への支出或は「公共的慈善」は殆ど何の役割も果さなかった。保険は個人の責任の領域と考えられていた。貧困救済は個人による自発的慈善としてなされるものと思われていたのである。因みに19世紀の終りまでの巨額の政府支出—典型的には50%以上—は軍事への支出であった¹⁸⁾。

対照的に、民主主義の開始この方、個人責任のいわば全体主義化が到来した。軍事への支出は総政府支出の10~20%程度で、50%以上は福祉支出に向けられることになった。その結果、個人の健康・安全・老齢化への私的な備えとしての行為の範囲は縮小し、その水準も低下した。

かくて民主制時代になるや、子供の数は減少し、人口は停滞ないし減少させた。19世紀の終りまで出生率は殆んど一定であったが、20世紀の進行とともに出生率は劇的な減少を経験することになった¹⁹⁾。

14) 以下参照。

T. A. Smith, *Time and Public Policy* (University of Tennessee Press, 1988).

15) 以下参照。

Homer and Sylla, *A History of Interest Rates*, pp.557-558.

16) Ibid. pp.554-555.

17) 以下参照。

Cipolla, *Before the Industrial Revolution* (W. W. Norton, 1980), p.39.

18) Ibid. pp.54-55. 及びFlora, *State, Economy, and Society in Western Europe*, ch. 8; and p.454.

19) 以下参照。

Mitchell, *European Historical Statistics 1750-1970*, pp.16ff.

同時に離婚率・片親だけの子供・墮胎数は着実に増大した。他方、個人の貯蓄率は停滞し、むしろ所得の増大の割には低下したといえる²⁰⁾。

さらに社会保障立法による個人の責任感の希薄化や法律の軽視によって、殺人・暴行・強盗・窃盗の如き深刻な凶悪犯罪の増化傾向が見られる。

このように高い時間選択と犯罪との間に系統的な関連性が存在する理由は、以下の通りであろう。市場経済下で収入を得るには、ある程度の計画・忍耐・犠牲・自己抑制が要求される。人は支払を受ける以前に先づ働かねばならないからである。

これと対照的に最も凶悪な犯罪行為、たとえば殺人・暴行・強姦・強盗・詐欺等は、そうした自己抑制を必要としない。略奪者の報酬は瞬間的で目に見える。その反面、凶悪な略奪者の償いなし処罰は将来のことに属し、不確実である。結果的には時間選択の社会的程度が上昇すれば、上記のような凶悪な略奪的行為の発生の瀬度が高まることが予想されるし、事実そのようになった²¹⁾。

VI 結論：君主制・民主制 及び自然的秩序の理念

自然的秩序と経済理論及び歴史的証拠に照らして考えると、人類は進歩のより高い水準の方向へと一直線に行進するという理論は誤りであることが判明する。搾取することのより少いことを好むこと、価値評価の先見性を志向すること、個人の責任を重視すること等の視点から評価すれば、君主制より民主制の移行は進歩を示すよりもむしろ

退歩と文明化の低下を意味するよう思われる。(力点は筆者が付した)

とくに搾取や現在志向性の最も重要な指標として、上記した殺人の中に戦争を入れて考えるならば、民主制政府の相対的成果はさらに悪化するといわざるを得ない。

君主制より民主制への移行は、制限された戦争を世界的・全面的戦争へと大変化をもたらしたからである。20世紀、すなわち民主制の時代は、人類の全歴史を通じ、最も殺人的な時期として位置づけられねばならない²²⁾。

かくて、二つの最終的問題が提起される。第一は、我々が将来について予想できるものは何かである。第二は、我々が為すべきことは何かである。

第一の問題に関しての解答は短い。公的負債(国債)及び社会保障制度の費用は経済的溶解(meltdown)の展望をもたらす。同時に社会的崩壊や紛争は危険な高さまで昂進する。もし増大する搾取と現在志向性が現今の速度で進行する傾向が続くならば、西欧の民主的福祉国家は崩壊するであろう。これが現在ほぼ確実に予想されることである。

そこで第二の問題のみが残る。それは経済的・社会的崩壊のコースを走り、文明化の低落の過程を防止する為は何を為すべきかという問題である。

第一は民主主義及び多数決のルールは、これを非合法化することである。

第二に歴史のコースは終局的には理念によって決定されるから、最も大切なことは民主主義の支配者を支える理念が虚偽であることを示すと同時に、真実の理念を積極的に提示し、それを広く大衆に支持されるように努めることである。

20) 以下参照。

A. C. Carison, *Family Questions: Reflections on the American Social Crises* (Transaction Publishers, 1992). 以下省略。

21) 高い時間選択と犯罪との関係については下記を参照。

E. C. Banfield, *The Unheavenly City Revisited* (Little, Brown and Company, 1974) chs.3 and 8.; idem, "Present-Orientedness and Crime" in;

R. E. Barnett / J. Hagel, eds., *Assessing the Criminal* (Ballinger, 1997); Wilson and Herrnstein, *Crime and Human Nature* (Simon and Schuster, 1985), pp.414-424.

22) 君主制と民主制との戦争に関する比較については下記を参照。J. F. C. Fuller, *The Conduct of War*, esp. chs.1 and 2; idem, *War and Western Civilization* (Books for Libraries, 1969). 以下省略。

民主制よりも君主制の方が相対的にメリットがあるが、現在の状況下では君主制へ復帰することは非現実的である。そこで積極的に提示されるべきは、君主制・民主制の代替案であろう。

それは自然的秩序の理念に根差し、自由な市場経済に基礎を置く私有財産の管理と維持が、自然発生的に承認された「自然的貴族」“*nobilitas naturalis*”によってなされる社会である²³⁾。

妨害されない市場経済の下では、競争の自然的結果として、富・知恵・勇気などの結合によって「自然的権威」を持つエリートが出現する。彼等の意見と判断は広範囲な人々の尊敬を受けることになろう。

彼等は自生的エリートとして、指導者・判事・平和創造者として活動するであろう。彼等は私的に生産された公共財であるといってよい。

無政府主義的私法社会、これが君主制及び民主制の代替案として提示されるものである。

以上がHoppeの論文を要約して紹介したものである。

VII | 論評

(1) 本論文の要旨

第一次世界大戦は西欧世界全体を君主制の支配から民主主義的共和国の支配へと転換させた現代史の分岐点であった。

Hoppeの論文は君主制すなわち私的政府所有権制と民主共和国すなわち公的政府所有権制の政治経済学的比較を行った画期的業績である。

Hoppeによると、第1に私的政府所有権者（君主制）は、その性格上より長い計画的視野を持つ

傾向があるから、その時間的選択の程度は低く、従って経済的収奪の程度は公的政府所有権者（民主制）よりも低くなる傾向がある。

第2に被統治者が民主制の下でより高い収奪に晒されるならば、彼等は君主制の場合よりもより現在志向的傾向を強める傾向があるという。

Hoppeは君主制と民主制下の収奪と搾取、現在指向性の証拠と事例を詳細に比較検討し、君主制を民主制よりも格段に優れた体制であると結論づけている。このことは前者から後者への移行が人類の進歩を示すものではなく、逆に文明の退化を示すものであることを意味する。特に戦争を考慮すれば20世紀すなわち民主制の時代は人類史上、最も殺人的な時代であったと位置づけられることになろう。このような民主制がこのまま進行すれば、西欧の民主的福祉国家は崩壊せざるを得ない。

我々はこのような状況下で何を為すべきであろうか。君主制への復帰は非現実であるから選択より除外されるとすれば、第1に為すべきは、多数決ルールを非合法化することである。第2は君主制・民主制に代る体制を提示し、それを広く国民に理解・支持させることである。その代替的体制とはどのようなものであろうか。それは私有財産の生産・交換に基礎をおき、経済・社会の管理と維持に必要な自生的に承認された権威ある自然発生的エリートの存在する無政府資本主義（*anarcho-capitalism*）であるという。

(2) 本論文の卓越性

本論文では搾取・収奪と時間選択の概念が体制比較の上で重要な役割を果たしている。ところで時間選択の概念は、Ludwig von Misesに負うとこ

²³⁾ 以下参照。

W. Röpke, *Jenseits von Angebot und Nachfrage* (P. Haupt, 1979) pp.191-199;
B. de Jouvenel, *On Power* (Viking, 1949), ch. 17.

ろが大であるが、Misesその人は民主主義の擁護者である。彼は*Human Action*で以下のように述べている。

民主主義こそ革命と内乱を防止する手段である。それは、政府を多数者の意思に基づくものへと平穩に修正させる方法を提供する。権力の座にいる人々とその政策がもはや国民の大多数を満足させなくなったら、(次の選挙において)落とされ、違った政策を信奉する他の人々が取って代るであろう²⁴⁾。

このような民主主義肯定論者たるMisesに体制の比較・検討といった発想が生じる筈はないと考える。

次にHoppeが師事したRothbardについてであるが、彼が国家(政府)の本質が課税を通じ或は中央銀行を通じ、私有財産を取奪・搾取する存在であることを論じていることは、拙著が既に明らかにしている。しかし彼にHoppeの如く君主制と民主制を比較・検討する企図があったかどうかは不明である。Rothbardの議論は民主主義国家を前提してなされているように考えるならば、Hoppeの論文は彼の師を乗り越えて、師の思想と学説を駆使しつつ新しい分野を開拓した画期的業績といってよい。

因みに筆者は理想の体制が無政府資本主義世界であり、次善の体制は民主制ではなく君主制であると信じている。日本で筆者と同意見の論客は筆者の知る限りでは木村貴氏であろう²⁵⁾。

(3) 憂慮すべき日本の現状

近年日本では民主主義を徹底させる為の議論が盛んである。国会議員の選挙区の定員が実際の有権者数と大きく乖離し、一票の価値が選挙区

によって相違して違憲状態にあり、これを是正すべしという議論である。これは民主主義を信奉する者にとって不可欠の避けて通れない正論であろう。また国会議員の数を減少すべしとか、国会議員が享受している国庫から支給される金額が多過ぎ、その有する特権と併せ縮小すべしという議論もある。しかしこの種の議論が十分に実現しないことは、民主制の性格上不思議ではない。国会議員には任期中にその地位・名誉・所得を最高・最大化しようとする性向があるからである。

「democracyは進歩的で安泰であり永久に存続する」というこの幻想からの覚醒なしには人々の自由は狭められる一方である。重要なことは、政治権力をどの党が獲得するかということではない。政治権力そのものを極小化し、人々の自由を可能な限り拡大し、無政府資本主義の世界を実現することである。

このHoppeの思想が全く無視され、民主制を当然の如く肯定する人々がこの国に充満している結果、日本では巨額の国債及び社会保障費に係る費用は経済的溶解を予測させるに十分なほど膨張し、各種の犯罪の激増、人間不信の風潮と相俟って、日本の民主的福祉国家は、恰も1980年代後期に東欧社会主義人民共和国が崩壊した如く、瓦解するであろう。

最後に私的な事柄であるが、筆者は近年上梓した著書²⁶⁾の中で「今後新オーストリア学派関係の著作の筆を折る」旨述べた。しかるに本意ならずも八十六才という老残を本誌に晒すことを決意した所以は、上記のような日本の現状、すなわち民主主義万能の風潮の中で「多数決ルールを非合法化すべし」といった主張をする人は筆者の知る限り存在せず、さらに無政府資本主義論を説得的に

24) ルートヴィヒ・フォン・ミーゼス著、村田稔雄訳『ヒューマン・アクション』2008、春秋社171ページ。

25) 木村貴「サンデル教授ちょっと変ですよ」(電子書籍、自由叢書002)2010-12、第四章所収「図説ハプスブルク帝国」参照。また同氏『デフレの神話』(電子書籍、自由叢書001)

2010-12。も参考になる。同氏『自由主義者かく語りき』(電子書籍、自由叢書003)2013-06。は特に勝れている。

26) 拙著『新オーストリア学派とその論敵』(慧文社2011)「はしがき」2ページ参照。

論じる人さえごく少数であるという実状を深く憂慮するからである。

この小論がこのような状況の打破にいささかなりとも役立つならば、筆者の喜びこれに過ぎるものはない。

Political Economy of Monarchy and Democracy

The Achievement of Hans-Hermann Hoppe

Kazunori Echigo

(1) A government is a territorial monopolist of compulsion – an agency which may engage in continual institutionalized property rights violation and the exploitation – in the form of expropriation, taxation and regulation – of private property owners.

However, in light of elementary economic theory, the conduct of government and effects of government policy on civil society can be expected to be systematically different, depending on whether the government apparatus is owned privately or publicly.

(2) From these assumptions two central inter-related predictions can be deduced:

1. **A private government owner tends to have a systematically longer planning horizon, i. e., his degree on time preference will be lower, and accordingly, his degree of economic exploitation will tend to be less than that of government caretaker; and**

2. **subject to a higher degree of exploitation, the nongovernmental public will also be comparatively more present oriented under a system of publicly owned government than under a regime of private government ownership.**

(3) With the end of World War I, mankind truly left the monarchical age, in the course of the one-and-a-half centuries since the French Revolution, Europe, and in its wake the entire world, have undergone a funda-

mental transformation. Everywhere monarchical rule and sovereign kings were replaced by democratic-republican rule and sovereign “peoples”.

(4) From the viewpoint of economic theory, the end of WWI can be identified as the point in time at which private government ownership was completely replaced by public government ownership, and whence a systematic tendency toward increased exploitation – government growth – and rising degrees of social time preference – present – orientedness – can be expected to take off. indeed, this has been the grand, underlying theme of post-WWI western history: from 1918 onward practically all indicators

1. **of governmental exploitation and**

2. **of rising time preference have exhibited a systematic upward tendency.**

(5) From the viewpoint of those who prefer less exploitation over more and who value far-sightedness and individual responsibility above shortsightedness and irresponsibility, the historic transition from monarchy to democracy represents not progress but civilizational decline.

In addition to increased exploitation and social decay, the transition from monarchy to democracy has brought a change from limited warfare to total war, and the 20th century,

the age of democracy, must be ranked also among the most murderous periods in all history.

(6) Thus inevitably two final questions arise. What can we expect? And what can we do? As for the first question, the answer is brief. If the tendency continues on its current path the Western democratic welfare states will collapse and social conflict will rise to dangerous heights.

As for the second question, the idea of democracy and majority rule must be delegitimized. And a positive alternative to monarchy and democracy must be spelled out and understood. It is an anarchic private law society.

(7) It is my belief that Hoppe's achievement ought to be highly commended.

1. He is an excellent pioneer on the contraction between democracy and monarchy, and depicted the deficiencies of democracy.
2. From application of Hoppe's theory, I suppose that if the tendency toward increased exploitation and present-orientedness continues on its path, the Japanese democratic welfare state will collapse as the East European socialist peoples' republics did in the late 1980s.

